

令和 4 年 7 月 21 日
新技術等効果評価委員会

第 4 回新技術等効果評価委員会
新技術等効果評価委員会運営規則第 3 条に基づく書面による議事結果

新技術等効果評価委員会（以下「本委員会」という。）に付議された次の議案について、新技術等効果評価委員会運営規則第 3 条に基づき、書面による審議を行ったところ、過半数の委員より、主務大臣の見解について適当である旨及び第 3 回本委員会議事録の公表について了承する旨回答を得たため、その旨、本委員会の議決に代えることとした。

◆議案

- ①新技術等実証計画の認定申請書について
- ②第 3 回新技術等効果評価委員会議事録の公表について

◆議決内容

議案①について

- 委員 14 名が議決に参加し、本委員会の意見は以下のとおりとすることを決定した。
- ・経済産業大臣から提出された見解は、産業競争力強化法（以下「法」という。）第 8 条の 2 第 4 項の規定に照らし、適当である。
 - ・法務大臣から提出された見解は、法第 8 条の 2 第 4 項の規定に照らし、適当である。

議案②について

- 第 3 回新技術等効果評価委員会の議事録を公表することを決定した。

(以 上)